○東北地方整備局告示第十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月一日　東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間
十三号	湯沢市上院内字釜ノ上一〇七番三から同市上院内字釜ノ上三二番三まで

供用開始の期日　平成二十五年二月一日

○北陸地方整備局告示第九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月一日　北陸地方整備局長　橋場　克司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　七号、八号及び十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前	後別
新潟市中央区万代三丁目二四五四番三から同市中央区万代四丁目二四四九番一まで	二八・〇四～五一・八三メートル	後　二八・〇四～四八・五二キロメートル　〇〇・一六七

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○北陸地方整備局告示第十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月一日　北陸地方整備局長　橋場　克司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百十三号及び三百五十号

(三) 道路の区域

区間	変更前	後別
新潟市中央区万代三丁目二四五四番三から同市中央区万代四丁目二四五〇番一まで	二八・〇四～五一・八三メートル	後　二八・〇四～四八・五二キロメートル　〇〇・一一三

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○北陸地方整備局告示第十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月一日　北陸地方整備局長　橋場　克司

路線名	供用開始の区間
七号、八号、十七号、百十三号及び三百五十号	新潟市中央区万代三丁目二四五四番三から同市中央区万代三丁目二四五二番三まで

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○近畿地方整備局告示第二十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月一日　近畿地方整備局長　谷本　光司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二号

(三) 道路の区域

区間	変更前	後別
加古川市加古川町美乃利字石ヶ坪三二六番二から同市加古川町美乃利字羽坂三五七番七まで	三九・〇〇～四九・〇〇メートル	後　四〇・〇〇～四九・〇〇キロメートル　〇〇・一二六

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第二十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月一日　近畿地方整備局長　谷本　光司

路線名	供用開始の区間
二号	加古川市加古川町美乃利字石ヶ坪三二六番二から同市加古川町美乃利字羽坂三五七番七まで

供用開始の期日　平成二十五年二月一日

○近畿地方整備局告示第二十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月一日　近畿地方整備局長　谷本　光司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二号

(三) 道路の区域

区間	変更前	後別
たつの市誉田町井上字中河原二七七番一から同市誉田町井上字中河原二七五番一まで	二七・〇〇～七一・〇〇メートル	後　二七・〇〇～七〇・〇〇キロメートル　〇〇・〇二五

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第二十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月一日　近畿地方整備局長　谷本　光司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前	後別
和歌山市中字峠原五七〇番二から同市中字宇佐谷五五番二八まで	一六・四〇～五〇・四五メートル	後　一六・四〇～四八・三〇キロメートル　〇〇・三七四

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所